

白川・緑川水系流域治水協議会規約

(設置)

第1条 「白川・緑川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、白川及び緑川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成するが、必要に応じて別表2の職にある者以外の関係者を参加させる事ができる。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換及び河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策等の各種検討、調整、取組み状況の確認・点検を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 白川及び緑川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所調査第一課及び熊本県河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月2日から施行する。

別表 1－1 協議会の構成（白川水系）

| |
|-------------------------|
| 熊本市長 |
| 阿蘇市長 |
| 大津町長 |
| 菊陽町長 |
| 高森町長 |
| 西原村長 |
| 南阿蘇村長 |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長 |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所長 |

別表 1－2 協議会の構成（緑川水系）

| |
|-------------------------|
| 熊本市長 |
| 宇土市長 |
| 宇城市長 |
| 美里町長 |
| 大津町長 |
| 菊陽町長 |
| 西原村長 |
| 御船町長 |
| 嘉島町長 |
| 益城町長 |
| 甲佐町長 |
| 山都町長 |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長 |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長 |

別表2-1 幹事会の構成（白川水系）

| | | |
|--------------|-----------|---------------|
| 熊本市 | 政策局 | 危機管理防災総室副室長 |
| 熊本市 | 都市建設局 | 土木部 河川課長 |
| 阿蘇市 | 総務部 | 政策防災課長 |
| 阿蘇市 | 土木部 | 建設課長 |
| 大津町 | 土木部 | 建設課長 |
| 菊陽町 | 総務部 | 危機管理防災課長 |
| 菊陽町 | 土木部 | 建設課長 |
| 菊陽町 | 土木部 | 都市計画課長 |
| 高森町 | | 建設課長 |
| 西原村 | | 復興建設課長 |
| 南阿蘇村 | | 総務課長 |
| 南阿蘇村 | | 建設課長 |
| 熊本県 | 土木部 | 河川港湾局 河川課 審議員 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 副所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 調査第一課長 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 立野ダム工事事務所 | 副所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 立野ダム工事事務所 | 調査設計課長 |

別表2-2 幹事会の構成（緑川水系）

| | | |
|--------------|-----------|---------------|
| 熊本市 | 政策局 | 危機管理防災総室副室長 |
| 熊本市 | 都市建設局 | 土木部 河川課長 |
| 宇土市 | 総務部 | 危機管理課長 |
| 宇城市 | 土木部 | 部次長 |
| 美里町 | | 総務課長 |
| 美里町 | | 建設課長 |
| 大津町 | 土木部 | 建設課長 |
| 菊陽町 | 総務部 | 危機管理防災課長 |
| 菊陽町 | 土木部 | 建設課長 |
| 菊陽町 | 土木部 | 都市計画課長 |
| 西原村 | | 復興建設課長 |
| 御船町 | | 建設課長 |
| 嘉島町 | | 建設課長 |
| 益城町 | | 都市建設課長 |
| 益城町 | | 下水道課長 |
| 甲佐町 | | 建設課長 |
| 山都町 | | 建設課長 |
| 熊本県 | 土木部 | 河川港湾局 河川課 審議員 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 副所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所 | 調査第一課長 |
| 国土交通省九州地方整備局 | 緑川ダム管理所 | 専門官 |